

番号	団体	事務所等所在地	寄附金控除対象期間	備考
1	更生保護法人大阪府更生保護協会	大阪市中央区大手前四丁目 1 番76号	令和 2 年 1 月 1 日から 令和12年10月 1 日まで	
2	更生保護法人近畿更生保護協会	大阪市中央区大手前四丁目 1 番76号	令和 2 年 1 月 1 日から 令和12年11月20日まで	
3	更生保護法人和衷会	大阪市北区山崎町 5 番10号	令和 2 年 1 月 1 日から 令和 7 年10月29日まで	